参考２

国自旅第３６号
令和８年６月１日

各地方運輸局長　　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

（別紙）

改　正	現　行
国自旅第１００号 平成１３年１０月２６日	国自旅第１００号 平成１３年１０月２６日
一部改正　平成１４年　４月１１日国自旅第　８号 平成１４年　７月１６日国自旅第　７８号 平成１６年　９月１６日国自旅第　１４８号 平成１８年　９月２５日国自旅第　１１３号 平成１８年１０月３１日国自旅第　２０８号 平成２１年　９月２９日国自旅第　１５５号 平成２２年　６月２１日国自旅第　５０号 平成２６年　１月２４日国自旅第　４０９号 平成３１年　４月２６日国自旅第　３０号 令和　２年１１月３０日国自旅第　３１３号 令和　３年１０月２９日国自旅第２９７号の３ 令和　５年　６月２７日国自旅第　６３号 令和　８年　６月　１日国自旅第　３６号	一部改正　平成１４年　４月１１日国自旅第　８号 平成１４年　７月１６日国自旅第　７８号 平成１６年　９月１６日国自旅第　１４８号 平成１８年　９月２５日国自旅第　１１３号 平成１８年１０月３１日国自旅第　２０８号 平成２１年　９月２９日国自旅第　１５５号 平成２２年　６月２１日国自旅第　５０号 平成２６年　１月２４日国自旅第　４０９号 平成３１年　４月２６日国自旅第　３０号 令和　２年１１月３０日国自旅第　３１３号 令和　３年１０月２９日国自旅第２９７号の３ 令和　５年　６月２７日国自旅第　６３号
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長

物流・自動車局長	自動車交通局長
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。
（略）	（略）
３．車種区分 車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。	３．車種区分 車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。
（略）	（略）

（別表）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
普　通　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち乗車定員６名以下のものであって、排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付け国自旅第３７号）別紙１．に基づき地方運輸局等が公示する地域以外においては、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないものに限る。
大　型　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 患者輸送車又は車椅いす移動車であって乗車定員７名以上のもの。

（別表）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
普　通　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６名以下のもの。
大　型　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。

備　　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。

備　　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。